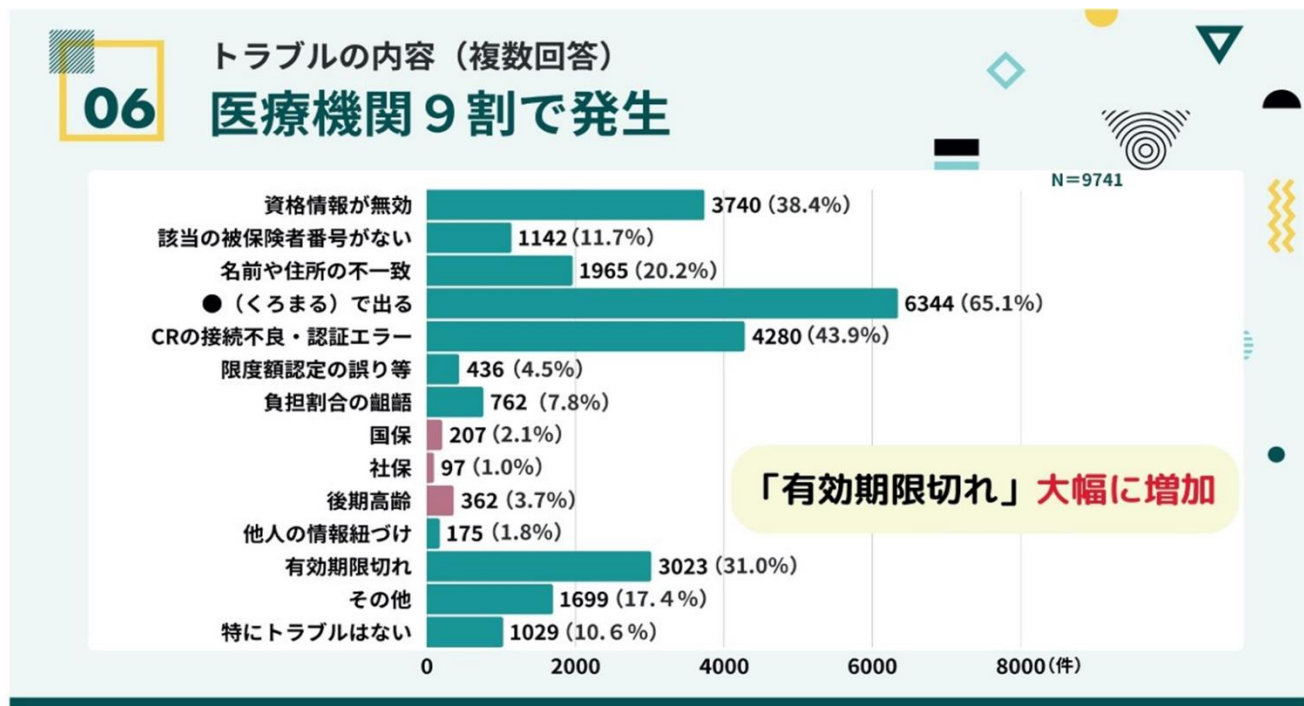


[1] マイナ保険証のトラブルについて

(1) マイナ保険証の医療機関でのトラブルの状況

(2025.5/8保団連記者会見 調査最終報告(2月中旬～4月14日まで実施し、9741 医療機関から回答))



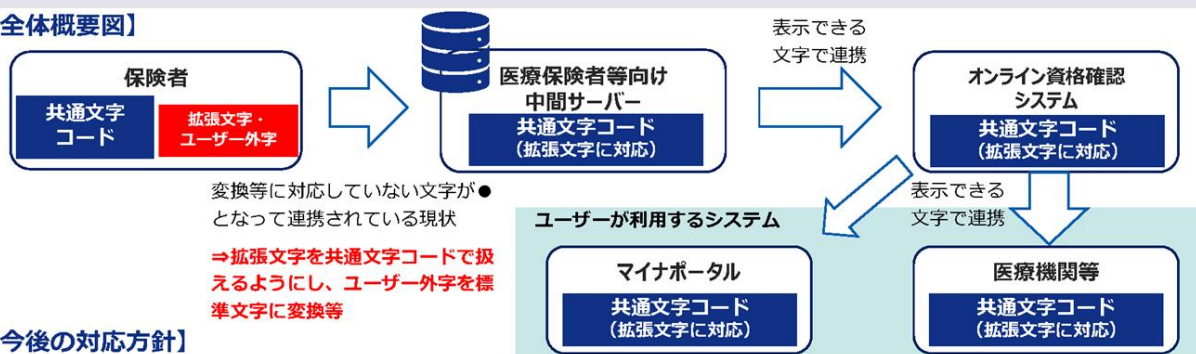
(2) 文字の黒丸表示についての厚労省の対応

(社会保障審議会医療保険部会2025/8/28資料2より)

黒丸文字の解消に向けた対応

- 医療保険者等向け中間サーバーに登録されている1.2億件の加入者情報のうち、約550万件(4.4%)の加入者の氏名で、医療機関等のレセコンやマイナポータルで表示したときに黒丸になる文字が含まれている。
- 黒丸表記のままでもレセプト請求が可能であることを改めて周知するほか、自治体システムの標準化の取組の中で、戸籍、住基、地方税、国保、後期、生保等でも文字の標準化が進むことと併せて、中間サーバーで扱える文字を広げつつ、保険者で登録している外字を標準文字に置き換えることで、黒丸で表示される文字を縮小させていく。

【全体概要図】



【今後の対応方針】

- 保険者で使用している拡張文字への対応(例:「高」「崎」など)
中間サーバー側で表示可能な文字種別を追加し、保険者から登録があった際に「●」にならずに表示可能に
- 保険者で独自に使用しているユーザー外字への対応(例:「吉」など)
中間サーバー側で、保険者独自のユーザー外字について、加入者の理解も得ながら、簡易な標準文字が共通の文字コードで対応できる文字への置き換えを行っていき、加入者には、マイナポータルで標準文字に変換した旨をご案内(国保・後期・生保については、保険者で使用するユーザー外字が行政標準文字へと置き換わっていく)

⇒令和8年度中を目途に、大多数の文字の「●」表示の解消を目指す

(3) 医療保険資格の表示誤りについて厚労省の考えるいくつかの原因
(2021年10月15日厚労省保健局「オンライン資格確認」本格運用開始について(都道府県宛)より)

ケース3：転職等により保険者を異動した直後の場合

- 転職等により保険者を異動した直後は、異動先の保険者がデータを登録するまでの間、**タイムラグが生じる**。
- この場合、被保険者証等を確認する等の対応を行う（オンライン資格確認上のデータと被保険者証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認上のデータを優先するというルールの例外）。
- ※保険者は、極力タイムラグが生じないよう、速やかに加入者情報の修正、登録を行う。

ケース	支払等に向けた手続き
転職等により保険者を異動した直後に医療機関等を利用	（マイナンバーカードを持参した場合） ○ 医療機関等において資格確認を行うと、「無効」との結果が表示される。 ○ 医療機関等においては、新保険者発行の被保険者証等を有していないかを確認し、有している場合には被保険者証等の情報に基づき自己負担分を請求する。 有していない場合には、10割を請求する。後日、資格情報を医療機関等で確認した上で自己負担割合に応じた額（7割分等）を患者に返す（これまでの紙の被保険者証等を発行するまでのタイムラグと同じ扱い。各保険者において、新規加入者に対して、データ登録までの必要期間を周知予定）。
	（新たな被保険者証等を持参した場合） ○ 医療機関等において資格確認を行うと、「該当資格なし」との結果が表示される。 この場合、医療機関等においては、提示された被保険者証等の情報に基づき請求を行う。

※会計検査院は2024年5月15日の「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」で、医療保険関係情報の登録が遅延する原因を指摘している。

昨年024年9月26日のヒアリングで厚労省は「会計検査院の指摘をうけ、新規資格取得から計10日以内に利用者登録をすることを省令にし、令和6年6月より繰り返し求めている。」と回答。

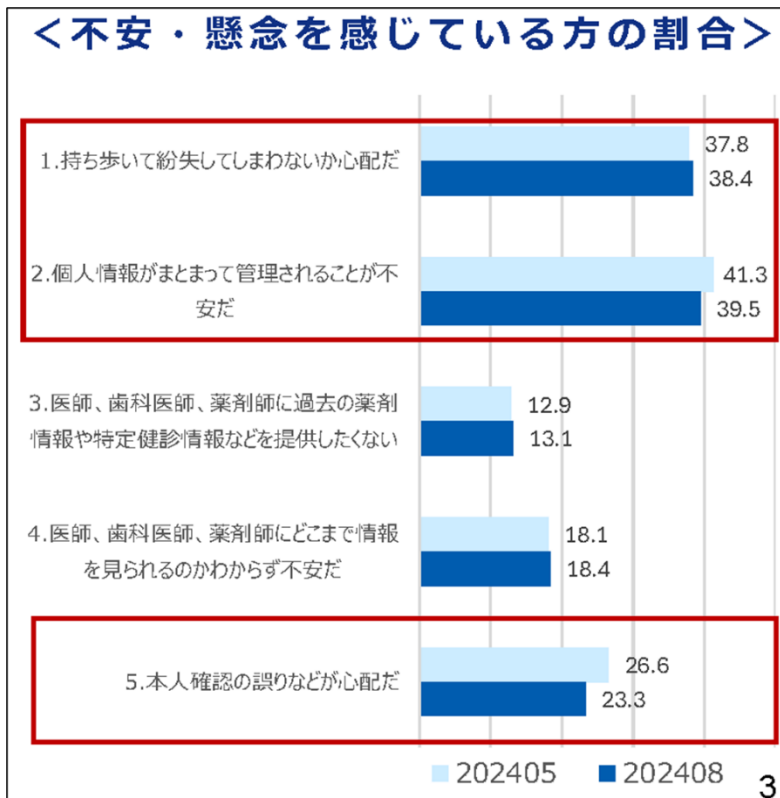
ケース5：医療機関等のオンライン資格確認端末で表示される「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合

- 医療機関等のオンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」（後期高齢者医療制度においては「被保険者証負担割合」。以下同じ）と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合は、遡及して世帯の構成に変更が生じた場合などによることから、医療機関等は保険者に確認する。

ケース	支払等に向けた手続き
オンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組み合わせに齟齬が生じている 【ケース5－1】 高齢受給者証負担割合：1割または2割負担 限度額適用認定証適用区分：現役並み 【ケース5－2】 高齢受給者証負担割合：3割負担 限度額適用認定証適用区分：一般または低所得	○ 現行と同様に、医療機関等の窓口で徴収すべき金額（一部負担金割合、自己負担限度額）について、保険者に確認いただく。

〔2〕オンライン資格確認等システムにおけるプライバシー保護等について

(1)医療情報等の一元化や閲覧についての厚労省アンケート結果



厚生労働省が令和6年5と8月に、18歳以上の直近3ヶ月以内に医療機関を受診したマイナンバーカード保有者を対象としたマイナ保険証についてのWEBアンケート調査結果

(社会保障審議会医療保険部会
2024/8/30資料1)

(2) 閲覧できる医療情報について ―電子処方箋・電子カルテの導入予定 (2025/7/1「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム 資料2より)

電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要①

1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
 - 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」**。
- 歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部

2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行することを図りつつ、
 - ① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
 - ② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。
- ※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

今後の主な対応方針

- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討するとともに、2026年度中目標の完成を目指す。**
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定する。**
 - ※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバナンスクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定する。**

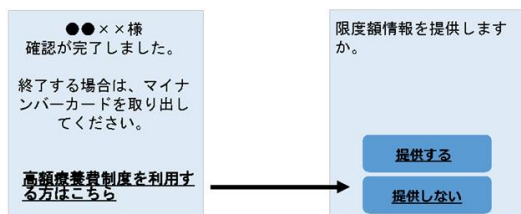
(3)(4) 医療情報等の閲覧の本人同意画面の変更について

(2024/9/30社会保障審議会医療保険部会資料2より)

- ・ 限度額適用認定証情報（所得による区分）の提供同意画面が消えた
- ・ 医療情報等の提供同意の初期画面から「同意しない」が消えた（個別に同意を選択後に）

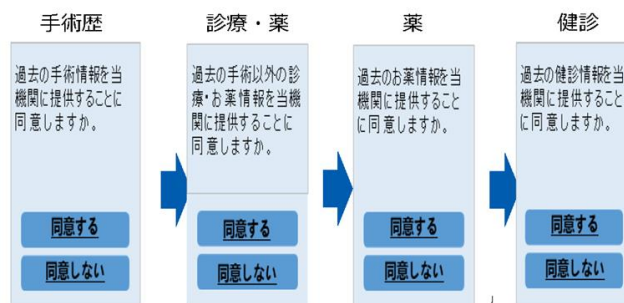
限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略と、医療情報等の包括同意について、本年10月7日よりリリース開始。

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

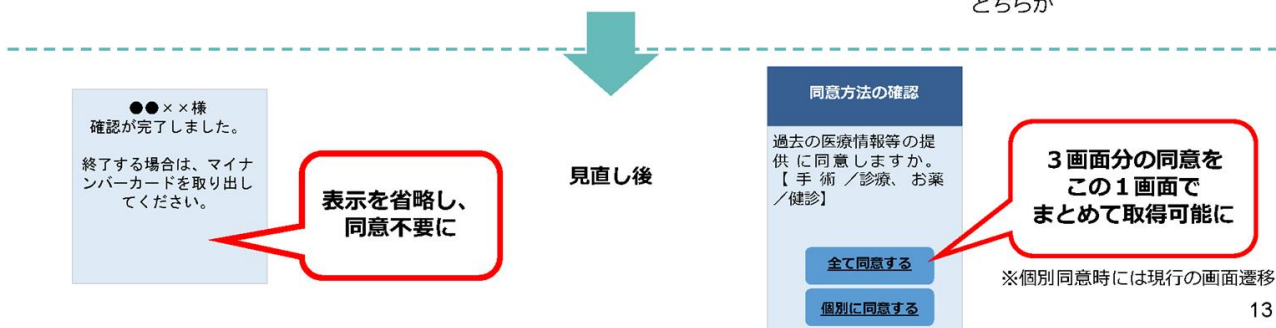


現行

2. 薬剤情報等の提供同意の包括同意



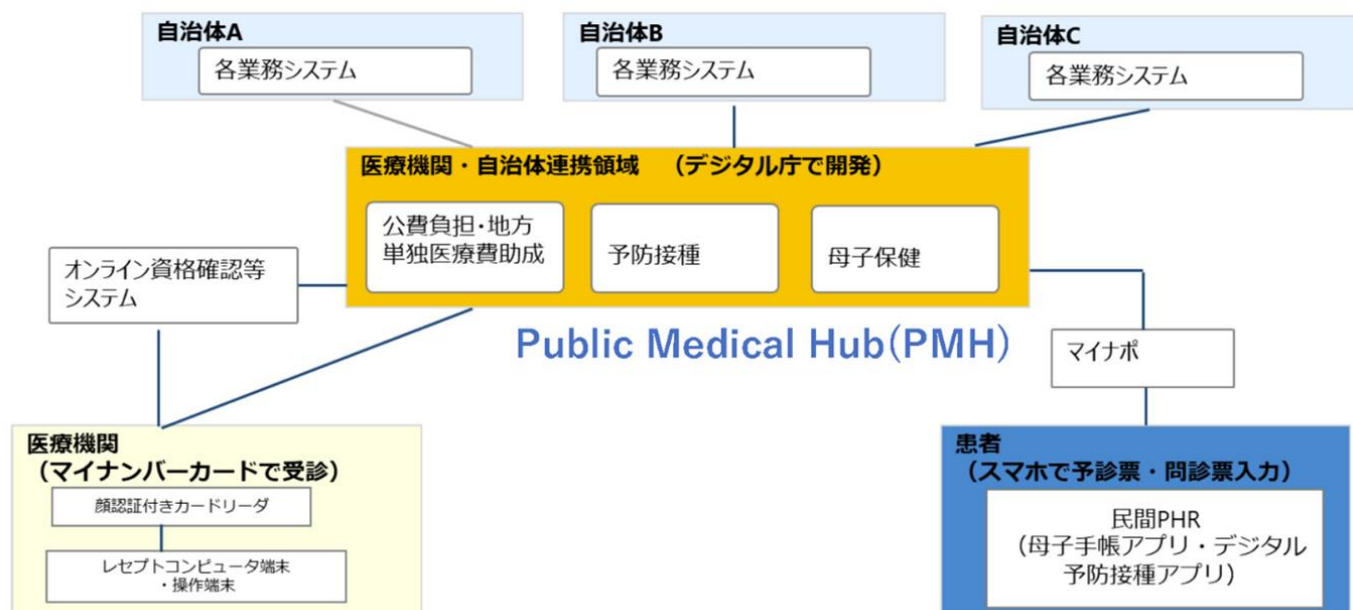
どちらか



13

(5) PMH (Public Medical Hub) について

参考：自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)



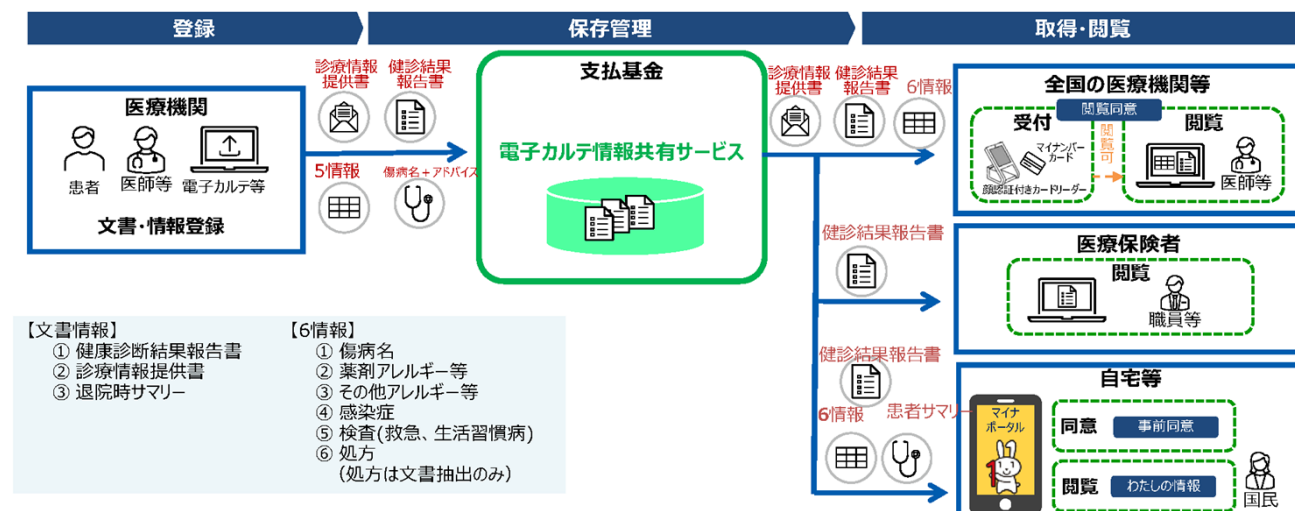
(自治体向け説明資料より)

(6) 医療情報等の連携について（法案説明資料）

3. 医療DXの推進① 電子カルテ情報共有サービス

制度の概要

- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにする。
 - ・医療機関が3文書（健診結果報告書、診療情報提供書、退院時サマリー）と6情報（傷病名や検査等）を電子的に共有できるようにする。
 - ・患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書や6情報を閲覧できるようにする。医療保険者にも健診結果報告書を電子的共有する。
- 以下の内容を法律に規定。
 - ① 医療機関等は、3文書6情報を支払基金等に電子的に提供することができる旨を法律に位置づける。
個人情報保護法の例外として、提供する場合の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関が閲覧する際には患者の同意が必要。
 - ② 支払基金等は、3文書6情報を、電子カルテ情報共有サービス等以外の目的には使用してはならない。
 - ③ システムの運用費用は医療保険者等が負担する。
 - ④ 地域医療支援病院等の管理者に3文書・6情報の共有に関する体制整備の努力義務を設ける。



11

(7) 社会保険診療報酬支払基金での個人情報保護について（法案説明資料）

3. 医療DXの推進③ 社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し等について

社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し

①法人名称の見直し

- ・診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の両方を担う法人の名称とするため、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」とする。

②医療DX業務への国のガバナンス発揮

- ・厚生労働大臣が、医療DXの総合的な方針（「医療情報化推進方針」）を定め、支払基金は、医療DXの中期的な計画（「中期計画」）を定めることとする。

③柔軟かつ一元的な意思決定体制

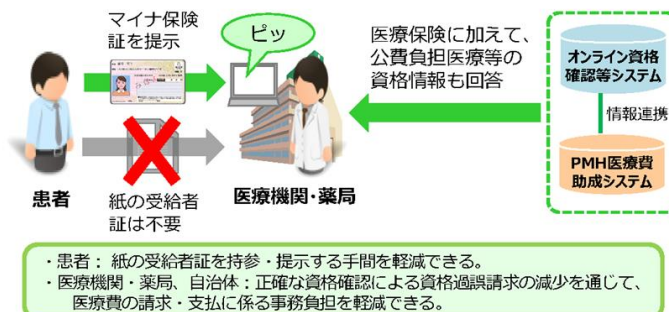
- ・現行の理事会（4者構成16人）に代えて、「運営会議」を設置。法人の意志決定を行い、業務の執行を監督する。
- ・審査支払に関する予算・決算や事業計画等は、新たに設ける「審査支払運営委員会」において決定する。
- ・医療DX業務を担当する常勤理事（CIO）を新たに設ける。
- ・医療DX業務は、運営会議における方針決定を受けて、理事長・CIO等が中心となって柔軟かつ迅速に執行していく体制とする。

④セキュリティ対策の強化

- ・医療情報の安全管理のための必要な措置を講じる義務を設ける。
- ・重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等が発生した場合に、厚生労働大臣への報告義務を設ける。

公費負担医療等の効率化の推進

- ・公費負担医療・地方単独医療費助成の効率化については、デジタル庁においてシステムが設計・開発・運用され、令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業に参加。
- ・メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」等に基づき、順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す。
- ・その上で、安定的な実施体制の整備のため、法的整備等を通じて、支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備（令和9年度より）



【改正案による法的整備の内容】

- ・公費負担医療*のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託
- ・支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

* 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など

14

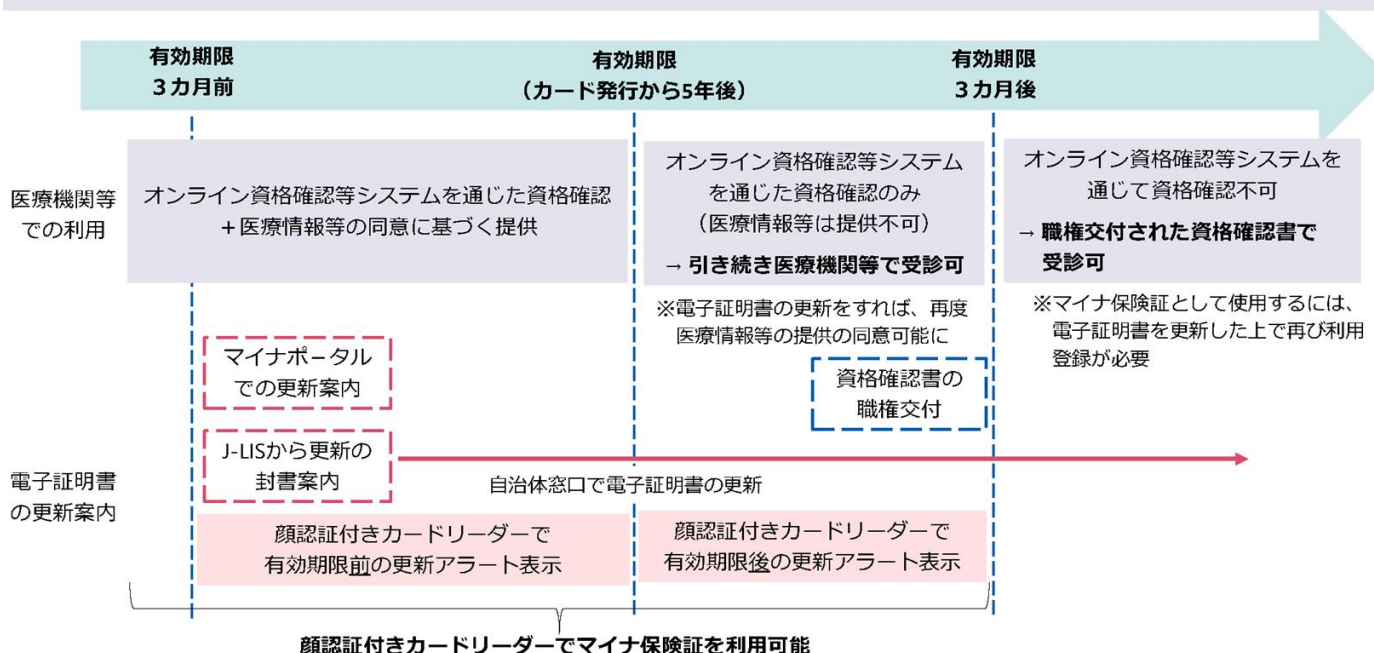
[3]「資格確認書」について

(1) 電子証明書の有効期限切れへの対応について

電子証明書の有効期限の状況に応じたマイナ保険証の利用

12月2日以降、電子証明書の有効期限が切れても3カ月間は引き続きオンライン資格確認が可能であり、有効期限切れ3カ月後までに保険者から資格確認書を職権で交付。

※有効期限が切れて電子証明書が失効しても、マイナンバーカード本体や資格情報自体は引き続き有効。



9

(3) 保険者の判断による資格確認書の一律交付について

●2024年11月22日「資格確認書の運用等に関するQ & Aについて (その3)」

Q17-12 マイナ保険証保有者も含めて国保の被保険者全員に、資格確認書を申請によらず一律に交付することは可能か。

A 国民健康保険法第9条において、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく、一律に資格確認書を交付することは認められません。

●第217回国会衆議院厚生労働委員会 (令和7年6月6日) 柚木委員への答弁

○福岡厚労大臣 委員の御指摘の点につきましては、自治事務でございますので自治体の判断ということになりますが、あくまでも国といたしましては、資格確認書を一律に交付する必要があるとは考えておりませんので、制度の趣旨にのっとって運用していただくように努めていくということでございます。・・・

国としては、法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付する、このことを各自治体にお願いをする。最後は、そこは自治体の御判断というのは、そのとおりだということでございます。

(4) 資格確認書の職権交付について

●2023年6月2日成立の健康保険法改正の説明（社保審医療保険部会2023年3月23日資料3より）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化 【マイナンバー法等の一部改正法案】

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法の改正】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。（省令事項）
 - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定を設ける。（改正法案の経過措置）
- 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

●資格確認書の運用を変更（マイナンバー情報総点検本部2023.8.8資料2「政策パッケージについて」）

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法	○原則、本人の申請に基づき交付 ※現在は、加入者全員に保険証を交付	○当分の間、 マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付 ⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書 を交付
	○要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある	○マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付 ○一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の 解除を可能 とし、資格確認書を交付
有効期間等	○1年間を上限 ・保険者の実務への影響大（現行の保険証） 被用者保険：原則有効期間なし 地域保険：2年の保険者もあり ・被保険者の更新手続き負担大（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）	○現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止 ⇒ 5年以内 で保険者が設定（更新あり） ○様式も、現行の実務・システムを活用 ⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む） 材質：紙、プラスチック

14

(6) 保険者による短期資格確認書の交付について・・・次頁に資料掲載

[4] マイナ保険証の利用率と健康保険証の2025年12月利用終了について

(1) マイナ保険証の利用率について

- 利用率 11月18.52%⇒12月25.42%⇒1月25.42%⇒2月26.62%⇒3月27.26%⇒4月28.65%⇒5月29.30%⇒6月30.64%⇒7月31.43%⇒8月34.32%⇒9月35.62%
- 利用登録解除件数 11月13,147⇒12月32,067⇒1月13,212⇒2月10,724⇒3月15,082⇒4月14,593⇒5月12,915⇒6月12,263⇒7月28,863⇒8月29,922⇒9月14,704 計197,492件

(4) 次期個人番号カードとマイナ保険証について

※導入時期を、デジタル重点計画(2025/6/13)重点政策一覧で「2028年度中を目指し」に変更

マイナ保険証対応 一括職権交付セミナー

2025年6月11日/24道府県・262組合・434名

本年12月2日からの保険証廃止に伴い、資格確認書の交付にかかる組合(事業主)の事務負担の軽減を目的としたセミナーを開催しました。

保険証廃止に関連した関係資料、最近のトピックス、資格取得時および資格確認書の一括職権交付にかかる対応、FAQ、電子申請の取組みについて、健保連本部より解説いただきました。今回は、資格取得時および資格確認書の一括職権交付に関するポイントを掲載します。

講師

健保連本部
「マイナンバーカード・健康保険証一体化(保険証廃止)」対応チーム

資格取得時における対応

課題 保険証廃止日以降の新規資格取得者について資格確認書の「念のため交付」が発生

●マイナ保険証保有者など資格確認書交付対象者でないにもかかわらず、念のため資格確認書を手元に置いておきたいため、届書の「発行要否欄」にチェック(希望している)と考えられるケース(「念のため交付」が確認されている)

●とくに、資格取得届等に交付申請書を添付することで申請理由を確認していない組合、資格確認書交付前に職権交付用データの随時連携をしていない組合で多く発生

【某組合の事例】新規取得者3,800人のうち、本来職権交付の対象となるのは未紐付けの850人(22%)であったにもかかわらず、実際に1,700件(45%)もの資格確認書を交付

「念のため交付」を防止する取組み

①「事前点検」と「随時連携」の活用

入社日以前の届出(事前点検の届出)を事業主に推進したうえで、職権交付用データの随時連携により資格確認書の職権交付対象者であるか判定して必要な方にのみ交付する。

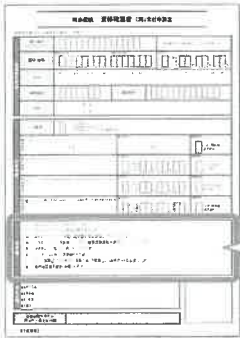
【2025年6月2日付】本部イントラに資料掲載

②「資格確認書交付申請書」の活用

事前点検以外の届出については、必要に応じて資格確認書交付申請書で申請理由の提出を求める。

【様式は本部イントラからダウンロード可能】

※申請書では、資格確認書の交付が必要な理由(申請理由)を選択することとなっている



一括職権交付にかかる対応

課題 マイナ保険証を持っていない保険証廃止日前の加入者について、資格確認書の一括交付にかかる事務負担が発生

●現在の紐付け率は約72%であり、約3割の未紐付けの方が一括職権交付の対象となる見込み(一括職権交付のリミットは11月が目安)

一括職権交付にかかる組合(事業主)の事務負担の軽減を図る対応等

① 紐付未了者の 紐付対応 (紐付勧奨)	●2025年4月2日付 イントラ掲載 (参考資料第1弾) ●資格確認書 一括職権 交付に向けた紐付 勧奨等について
② 期限切れ対応 (再交付勧奨)	●同6月3日付イントラ 掲載(参考資料第2弾) ●事業主と連携した 利用勧奨について※
③ 事業主と連携 した利用勧奨 にかかる整理	●同6月9日付イントラ 掲載(参考資料第3弾) ●資格確認書の一括職権 交付の手順等留意 事項について
④ 資格確認書の 一括職権交付の 手順等の提示	●同1月27日付イントラ 掲載 ●新入社員向け リーフレットおよび 動画の提供 ほか
⑤ マイナ保険証 利用登録の促進	※個別の交付事由を事業主に通知するためには、「個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同利用」として取扱う方法が考えられる。その場合はマイナ保険証の利用登録状況を事業主側が知っていることについて、本人が通常予期しうると客観的に認められる必要がある

提案

一括職権交付対象者は、マイナ保険証を使用しない、という明確な意思は確認できない(手続きを失念している人が多く含まれると想定)ことから、資格確認書を通常とは異なる仕様で交付し、早期にマイナ保険証に切り替えるよう促すことも検討いただきたい。

↓有効期限は短期間(例えば2025年度中)「サイズはA4型」で設定するといった方法が考えられる。

●A4型で資格確認書を交付する場合は、コピーガード用紙を活用することを推奨。(通常のコピー用紙で交付する場合は、複製等防止措置として保険者が直接押印するといった措置が必要)

●資格確認書を電磁的方法で交付できる場合は、交付等管理が容易であるため活用のご検討を。

※ただし、「マイナ保険証利用登録解除者」と「マイナバーカード返納者」は、マイナ保険証を使用しないという明確な意思が確認できるため、トラブル回避の観点から通常の資格確認書を交付することが考えられる。また、マイナポータル等で自己情報が閲覧できない設定をされている人(DV被害者など)も通常の資格確認書を交付することが好ましい。

本セミナーの資料・動画が
本部イントラより
ご覧いただけます!

【本部イントラネット】

組合実務 ▶ オンライン資格確認/マイナンバー(情報連携) ▶ 説明会等資料 ▶

5. 保険証廃止に係る現状と課題等(一括職権交付等) 【2025年6月13日付「お知らせ」】

※過去の「お知らせ」を見たいときは・・・ 各種情報 ▶ お知らせ から検索できます!